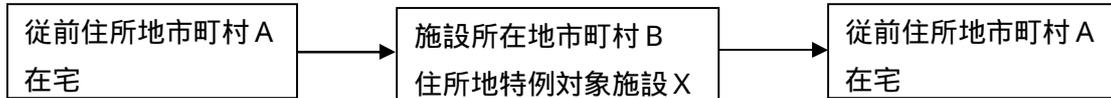


大項目	中項目
住所地特例	4 施設退所 B市のX施設を退所し、A市に戻る場合 保険者はA



転出届の届出

被保険者は、「転出届」を施設所在地市町村 B に届け出る。

他市町村住所地特例者名簿から削除

施設所在地市町村 B は、他市町村住所地特例者名簿から削除する。

施設退所通知書の送付

施設所在地市町村 B は、従前住所地市町村 A に「施設退所通知書」を送付する。

施設入所者名簿の記載

住所地特例対象施設 X は、施設入所者名簿に退所の旨を記載する。

施設退所連絡票の送付

住所地特例対象施設 X は、従前住所地市町村 A 及び施設所在地市町村 B に「施設退所連絡票」を送付する。

転入届・住所地特例終了届の届出

被保険者は、「転入届」の他「住所地特例終了届」に被保険者証を添えて、従前住所地市町村 A に届け出る。

資格者証の交付

従前住所地市町村 A は被保険者証を預かり、資格者証を交付する。

住所地特例事項の消除

従前住所地市町村 A は、被保険者台帳から住所地特例事項を消除する。

被保険者証の書き換え・交付

従前住所地市町村 A は、被保険者証の住所を B の施設から A の在宅に書き換えて被保険者に郵送する。

4 施設退所 A B A 保険者はA
X

